

議案第 28 号

調停の申立て等について

建物明渡等請求のため、次のとおり調停を申し立てる。

平成 26 年 2 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

- 1 相手方となるべき者の住所、氏名
三重県亀山市関町中町 5 2 1 番地
別所 平造
- 2 申立ての趣旨
 - (1) 相手方は、申立人に対し、申立人所有の亀山市国民宿舎「関ロッジ」一休庵を明け渡す。
 - (2) 相手方は、申立人に対し、平成 25 年 8 月 6 日から建物明渡済みまで 1 ヶ月 4 万 2 0 0 0 円の割合による金員を支払う。
 - (3) 調停費用は各自の負担とする。
との調停を求める。
- 3 方針
 - (1) 代理人弁護士を選任し、調停を遂行する。
 - (2) 調停が不調となれば、本案訴訟を提起する。(和解を含む。)
 - (3) 第 1 審判決の結果、必要がある場合は控訴、上告する。

提案理由

調停の申立て等について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。